

箕面市立霊園一般区画墓地 募集案内

申込期間

令和8年 10月1日(木)から10月31日(土)まで

説明会

① 10月5日(月) ② 10月22日(木)

※ 参加自由

いずれも 午前10時から 会場:市立聖苑

1. 箕面市立霊園

所在地	箕面市半町四丁目 728 番地(箕面市立聖苑南隣)
交通機関	阪急電鉄箕面線「桜井」駅下車、南へ約 800 メートル(国道 171 号半町交差点南へ約 250m)、徒歩約 15 分
	阪急バス「半町」バス停下車、約 300 メートル(国道 171 号半町交差点南へ約 250m)、徒歩約 5 分
主な設備	駐車場(約 40 台)トイレ、水汲場
開園時間	午前 7 時から午後 5 時 30 分まで(年中開園。参拝、見学自由)

2. 申込資格

■10月1日現在で市内に住所を有するかたで、親族又は自己の焼骨を埋葬しようとするかた

■使用許可後2年以内に墓石を建てること(建立できなかった場合、使用許可を取り消します)

3. 申込区分と使用料

■2㎡型 3 区画 永代使用料 1,219,200 円
(墓地使用料 1,008,000 円、維持管理使用料 211,200 円)

■3㎡型 3 区画 永代使用料 1,828,800 円
(墓地使用料 1,512,000 円、維持管理使用料 316,800 円)

■4㎡型 3 区画 永代使用料 2,438,400 円
(墓地使用料 2,016,000 円、維持管理使用料 422,400 円)

注1)維持管理使用料には、消費税を含みます。

注2)いずれの区画においても、年間管理料はいただきません。

4. 申込方法等

申込の方法	直接下記受付場所へ次のものをご提出ください。(郵送不可) ・箕面市立霊園一般区画墓地使用申込書 ・110 円切手を貼った＜定型＞長形 3 号の返信用封筒 (抽選結果通知書送付用)
申込の受付	・受付場所:市立聖苑 ・受付時間:午前 9 時から午後 5 時まで ※その場で受付番号を記載した申込書の写しをお渡しします。 使用予定者が決定するまで大切に保管してください。 ※申込受付状況を市立聖苑管理事務所及び市立聖苑ホームページにて公表します。(毎週月曜日に公表予定)
公開抽選会	11 月 3 日(火)午前 10 時から 会場:市立聖苑 (参加自由) ・使用予定者は1区画につき1世帯です。複数の申込があった区画は、抽選により使用予定者と補欠者 1 名を決定します。 ・抽選結果は、全申込者に通知するとともに、市立聖苑ホームページ(https://minoseien.wixsite.com/minohseien)でもお知らせします。

注1) 必ず現地確認のうえお申込ください。

注2) 抽選により使用予定者となったかたには住民票を提出いただき、10月1日時点の申込資格を確認します。重複申込が明らかになった場合は、すべての申込を無効とします。

5. 注意事項

- 使用申込者が使用予定者となります。指定管理者の許可なく使用权を譲渡し、または転貸することはできません。
- 使用許可を受けたかたの親族の焼骨以外のものを埋葬することはできません。
- 使用区画が不要となったときは、使用者の負担で原状に復した上で返還していただきますが、納めていただいた永代使用料は返還しません。ただし、使用許可を受けた日から2年以内に未使用のまま使用区画を返還された場合は、既納の永代使用料のうち、墓地使用料のみ6割相当額をお返しします。（維持管理使用料はお返しできません。）

6. 問い合わせ先

■ 箕面市立聖苑

箕面市半町4丁目6番32号

電話 072-720-7980



QR コード

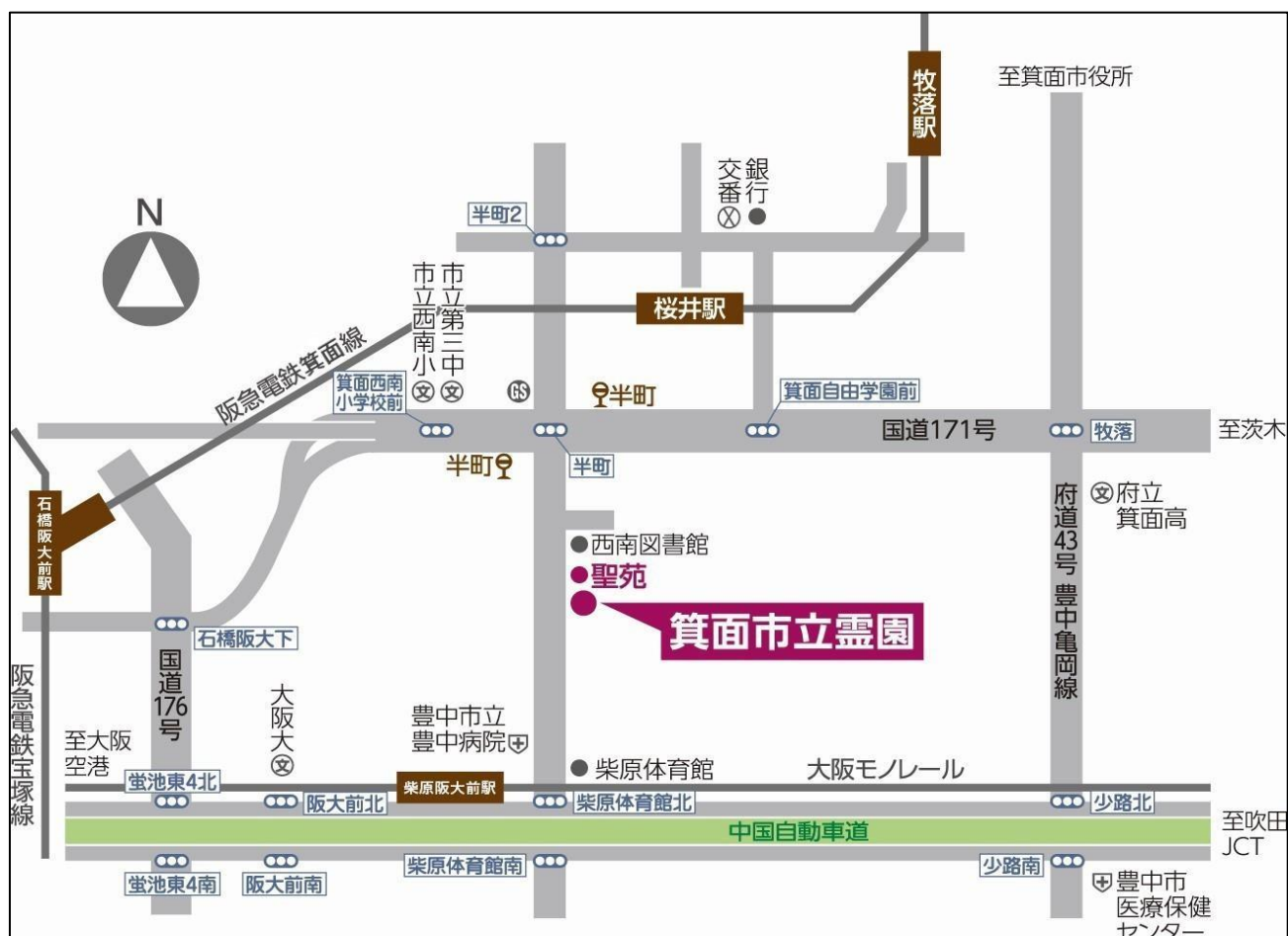
■ 箕面市役所 市民部 市民サービス政策課

箕面市西小路4丁目6番1号

市役所別館1階12番窓口

電話 072-724-6717

<https://minoseien.wixsite.com/minohseien>



7. 区画墓地に関する Q&A

No.	質問	回答
1	申込受付場所はどこですか？	市立聖苑の事務所窓口でのみ受付けます。市役所等での受付は行っていません。
2	当選後、使用料の支払いはいつまでにすればいいですか？	当選後、約1ヶ月程度を期限とする予定です。
3	申込状況の確認をしたいのですが？	市立聖苑公式ホームページで毎週月曜日に前日までの申込状況を公表します。また、申込最終日より前の3日間は、毎日申込状況を公表します。お電話でのお問い合わせにはお答えできません。
4	永代供養はしてもらえないのですか？	公設墓地のため、宗教分離の観点から永代供養はできません。供養行事等はすべてご自身でお願いします。
5	焼骨の埋蔵は親族に限るとあるが、どれぐらいの範囲になりますか？	親族は6親等、姻族は3親等までとなります。また、ペットなど、人間以外のお骨は埋蔵できません。
6	募集区画は全て、使用されたお墓ですか？	全ての区画が返還されたものになります。
7	承継の際に維持管理料は再度発生しますか？	発生しません。お支払いは一度だけになります。
8	使用者死亡時の承継に必要な手続きは？	次の書類を聖苑に提出してください。 ・箕面市立霊園区画墓地使用権承継届出書 ・同意書(承継予定者を除く法定相続人全員の分) ・住民票(本籍地記載。承継予定者分と法定相続人全員の分) ・戸籍謄本(現使用者とその法定相続人全員の関係がわかるもの)
9	維持管理料を支払いますが、お墓の管理は全てお任せできるのですか？	維持管理料はお墓の区画以外(園路の除草、植栽の伐採、霊園内で使われる光熱水費、ゴミの処分など)にかかる費用です。区画の中の管理はご自身でお願いします。 放置されているお墓は無縁墓と判断し、所定の手続きの後に市が処分することになります。お墓参りが難しいかたには、シルバー人材センターの墓参代行サービスをご紹介します。

No.	質問	回答
10	補欠者について教えてください。	各区画の応募が2名を超えた場合に抽選を行い、当選者1名、補欠者1名を決めます。当選者が納付期限内に使用料を支払った時点で、補欠者の資格喪失となります。 当選者が辞退したり納付期限内に使用料を支払わなかったりする場合は、補欠者が繰り上げ当選となります。
11	承継する子どもが箕面市民でなくてもいいですか？	市外のかたでも問題ありません。
12	承継は誰に引き継いでも構わないですか？	使用者の法定相続人が承継することになります。
13	当選し、使用者となってから2年以内に墓石を建てる前に使用者が死亡した場合はどうなりますか？	2年以内に次の承継者が墓石を建ててください。

箕面市立霊園一般区画墓地使用申込書

箕面市立聖苑・市立霊園指定管理者 宛

申込日:令和 年 月 日

箕面市立霊園の一般区画墓地の使用について、下記のとおり申し込みます。

使用申込者	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	〒 -
	電話番号	
募集番号		

- ※ 氏名、住所は区画墓地を使用される方の氏名と住所(住民登録上の住所)をお書きください。
※ 連絡先は、自宅または携帯電話のいずれか、日常よく連絡のとれる電話番号をお書きください。
※ 個人情報は、今回の使用者募集の業務以外には使用いたしません。

■申込区分

募集番号	面積	募集区画数
㊦㊧㊨	2㎡	3 区画
㊩㊪㊫	3㎡	3 区画
㊬㊭㊮	4㎡	3 区画

■ご注意

- ・ 申込できる区画数は1世帯につき1区画です。必ず現地で場所を確認のうえ、希望する区画を一つ選択してお申込ください。なお、同一世帯のかたと重複した申込が明らかになった場合は、すべての申込を無効とします。
- ・ 申込後に名義の変更をすることはできません。
(ただし、使用権の承継に伴う変更は除きます。)

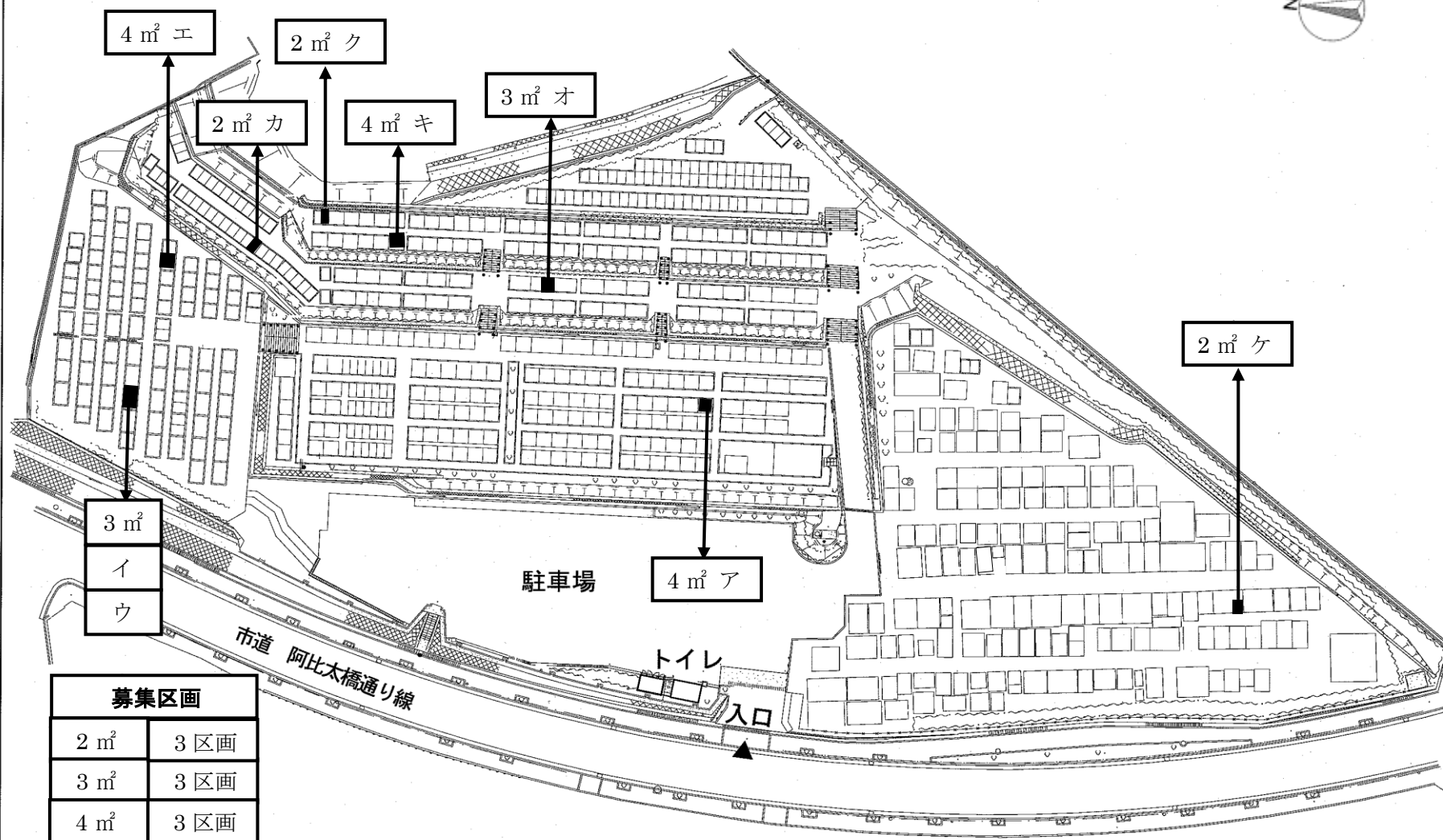
※申し込み時点では、この申込書と110円切手を貼った返信用封筒(返信先のご住所、お名前を記載した<定型>長形3号の封筒)を提出してください。

※使用予定者に決定後、住民票等の必要書類を提出していただきます。

以下、箕面市記入

	受付番号(抽選番号)	抽選結果
		当 ・ 落

箕面市立霊園一般区画墓地使用者募集箇所図



募集区画

2 m ²	3 区画
3 m ²	3 区画
4 m ²	3 区画

募集番号



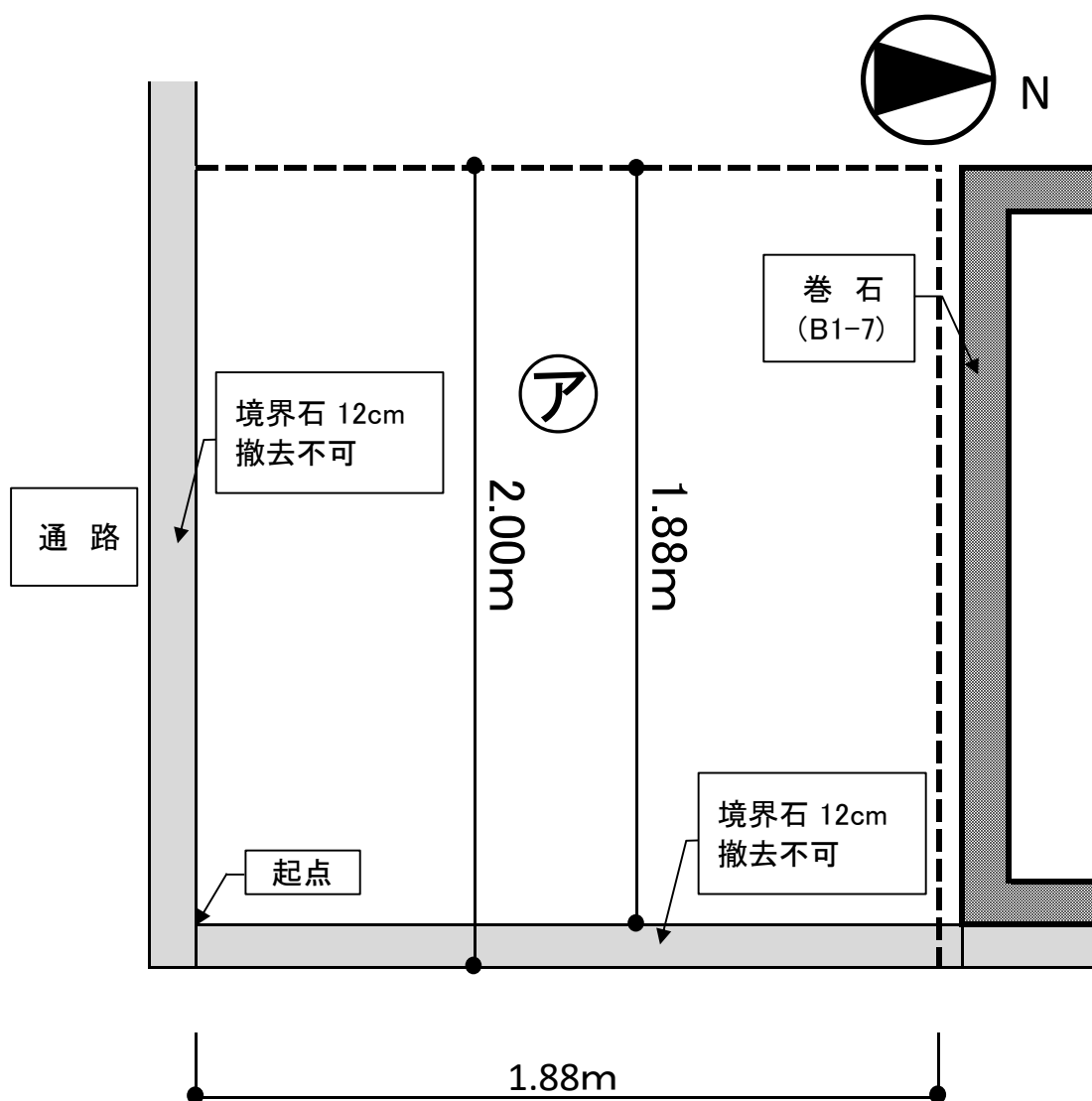
面積

4m²

区画名

B1-2-1

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	2.00	許可面積(m ²)	4.0
	奥行き	2.00		
専用サイズ(m)	幅	1.88	専用面積(m ²)	3.5
	奥行き	1.88		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石の内側に工作物を設置してください。
起点を基準に寸法をだしてください。
- (2) 墓石の向きは、東向きとしてください。
- (3) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。

募集番号

㊦㊧

面積

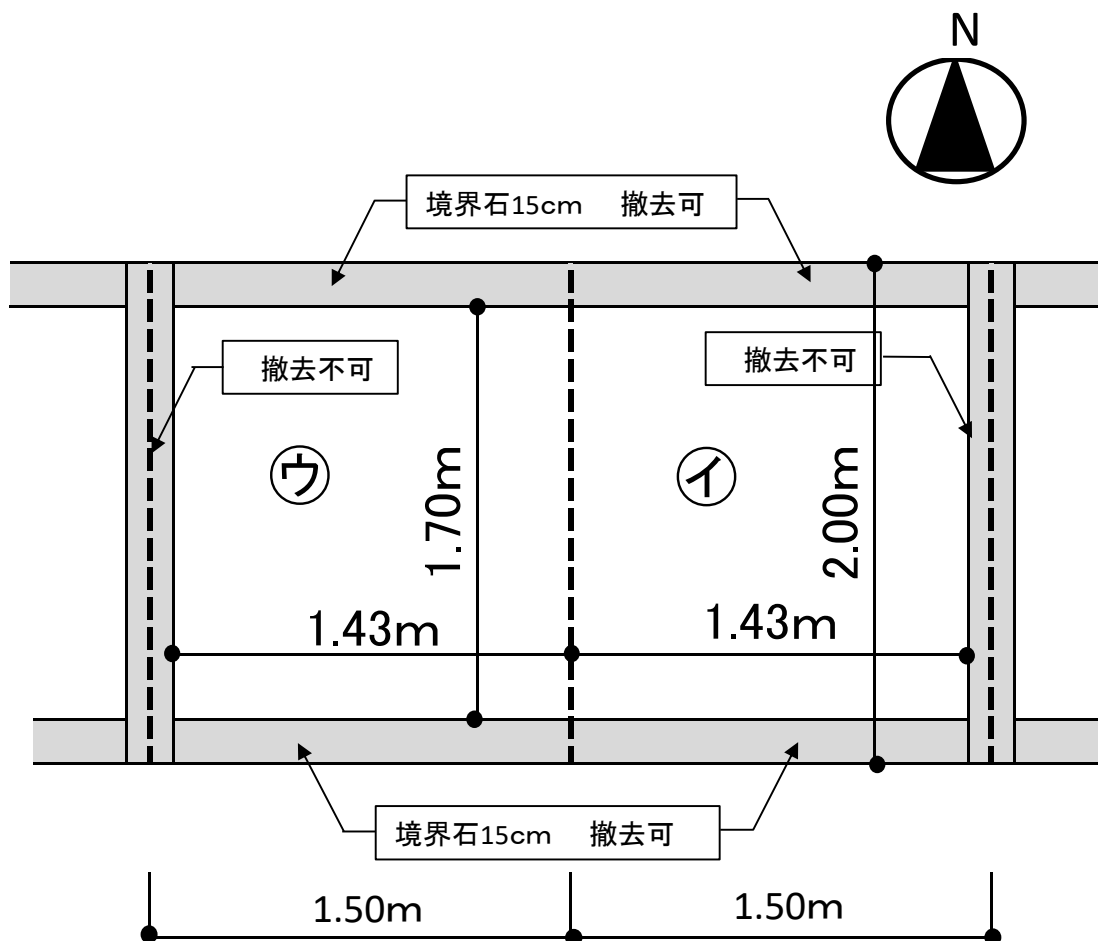
3m²

区画名

㊦A3-25-1

㊧A3-25-2

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	1.50	許可面積(m ²)	3.0
	奥行き	2.00		
専用サイズ(m)	幅	1.43	専用面積(m ²)	2.9
	奥行き	2.00		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石は、市の許可を得ているもののみ撤去が可能です。
また、㊦、㊧区画の間にそれぞれ0.5cmの間隔をあけて工作物を設置してください。
- (2) 墓石の向きは、南向きとしてください。
- (3) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。

募集番号



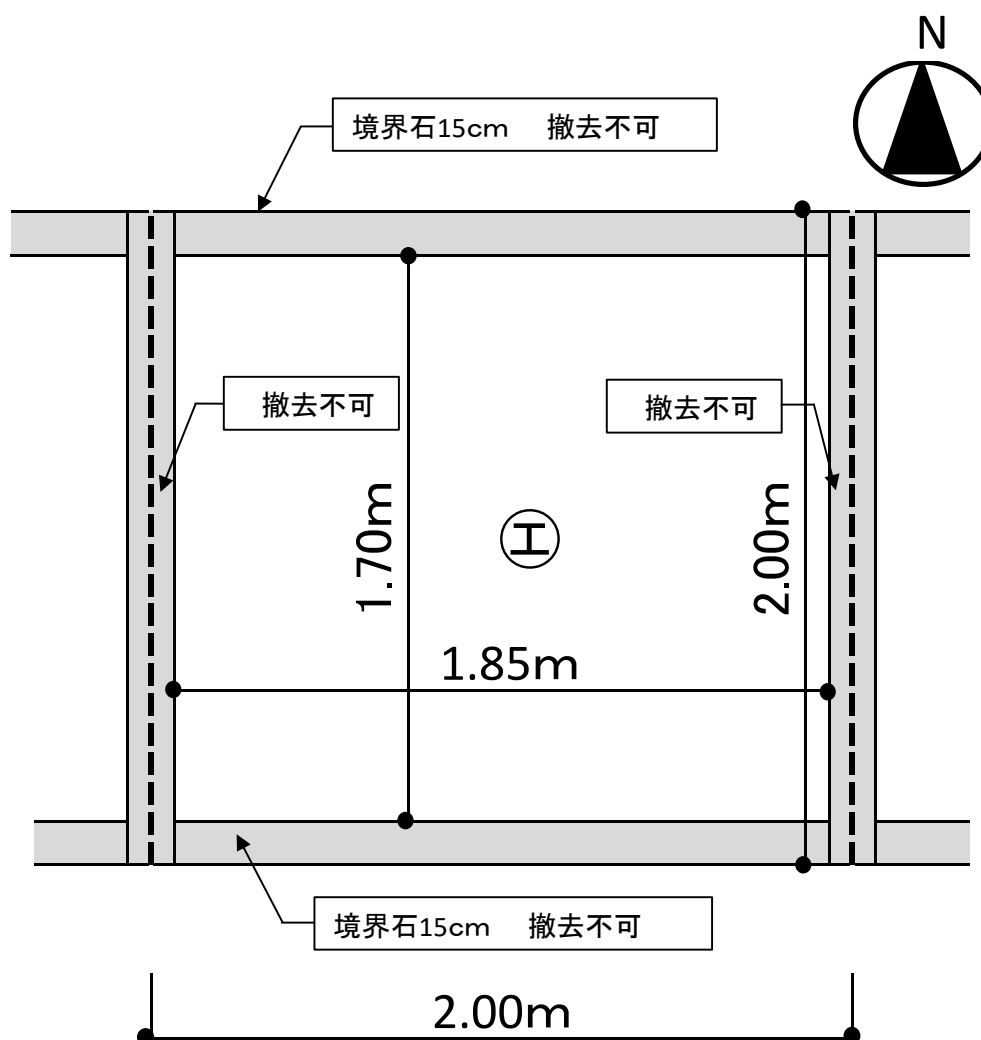
面積

4m²

区画名

B4-15-1

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	2.00	許可面積(m ²)	4.0
	奥行き	2.00		
専用サイズ(m)	幅	1.85	専用面積(m ²)	3.1
	奥行き	1.70		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石の内側に工作物を設置してください。
- (2) 墓石の向きは、南向きとしてください。
- (3) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。

募集番号



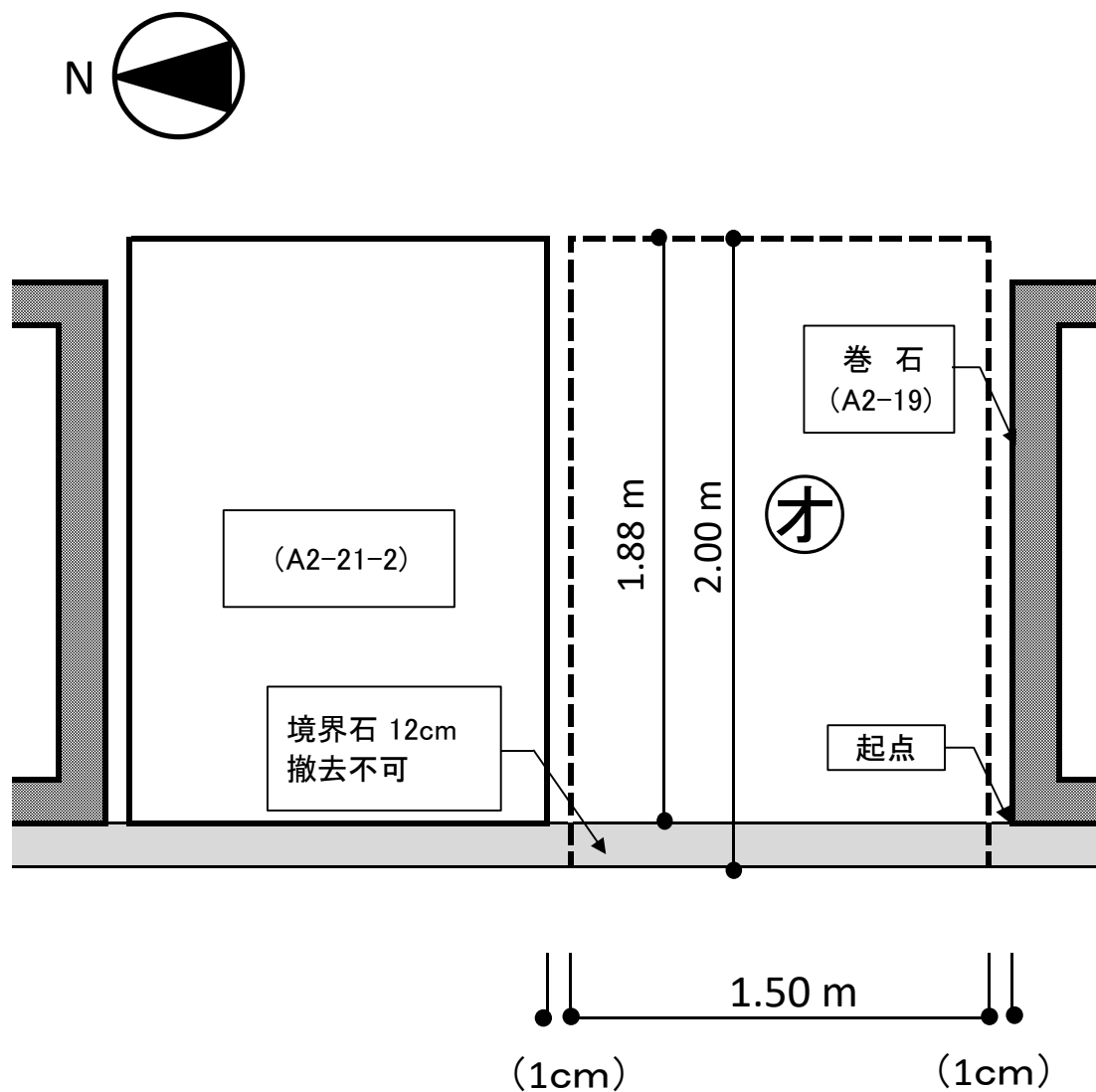
面積

3m²

区画名

A2-21-1

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	1.50	許可面積(m ²)	3.0
	奥行き	2.00		
専用サイズ(m)	幅	1.50	専用面積(m ²)	2.8
	奥行き	1.88		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石の内側に工作物を設置してください。
起点を基準に寸法をだしてください。
- (2) 墓石の向きは、西向きとしてください。
- (3) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。

募集番号

㊦

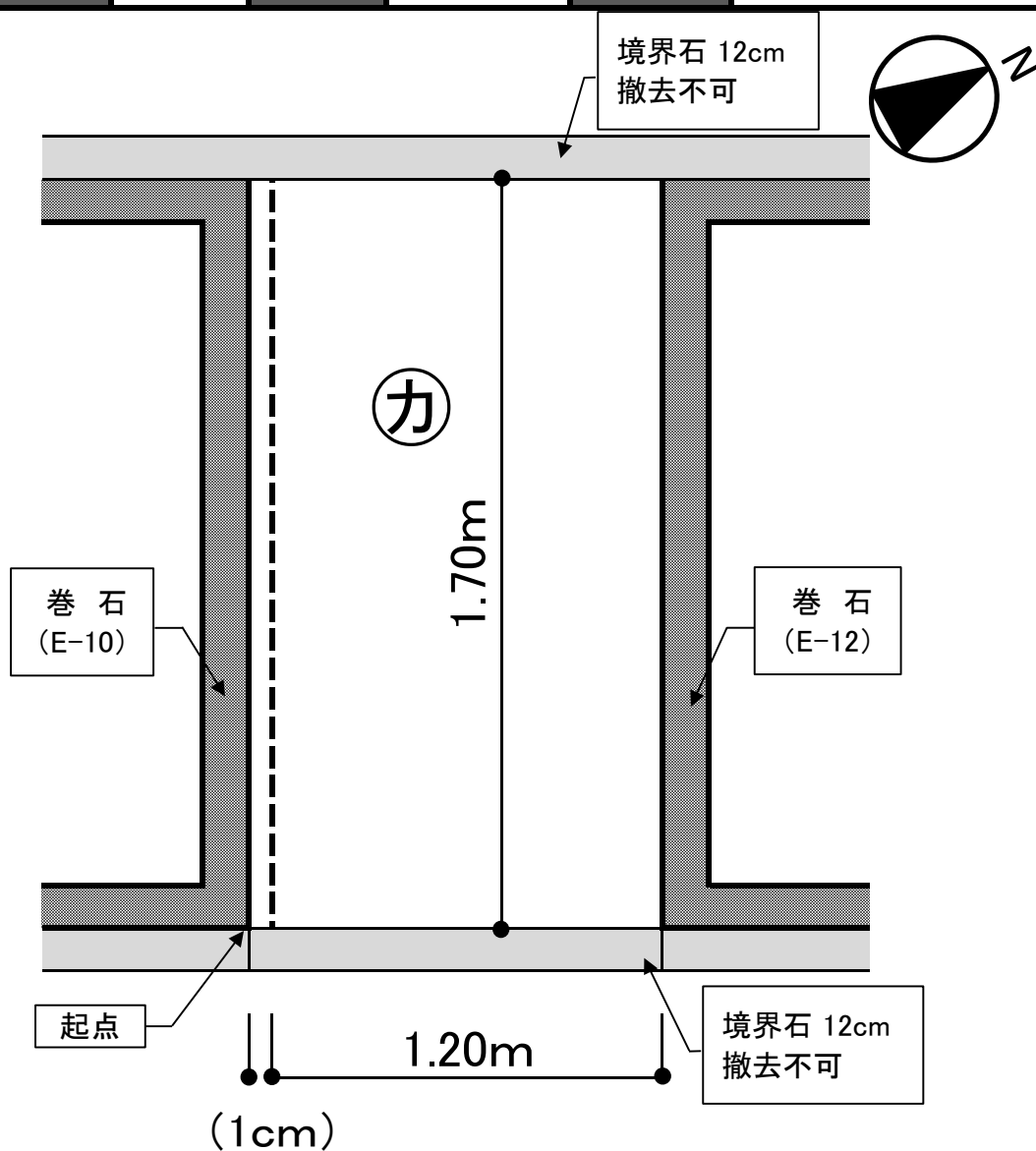
面積

2m²

区画名

E-11-1

略図



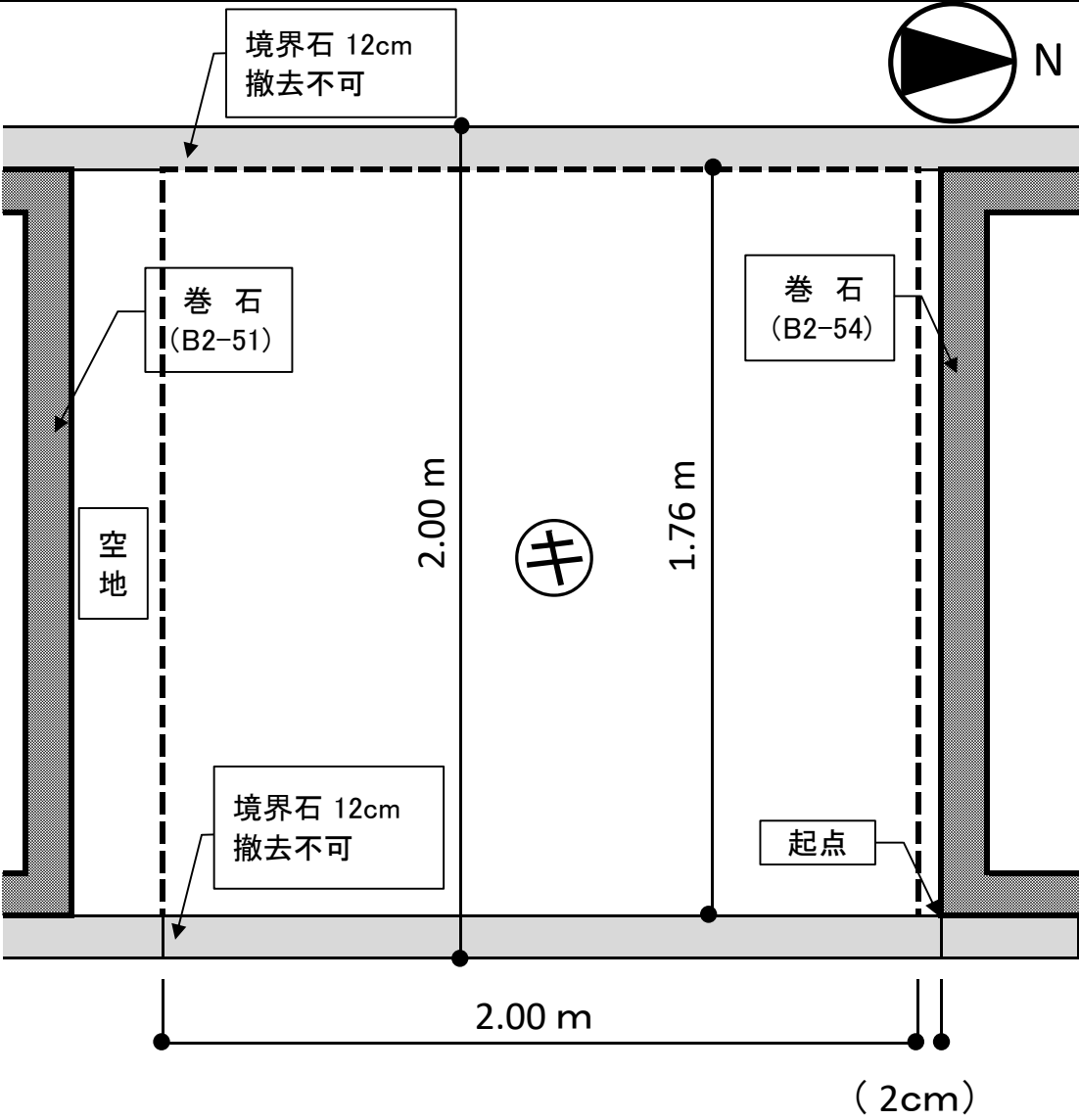
面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	1.20	許可面積(m ²)	2.0
	奥行き	1.70		
専用サイズ(m)	幅	1.20	専用面積(m ²)	2.0
	奥行き	1.70		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石の内側に工作物を設置してください。
起点を基準に寸法をだしてください。
- (2) 墓石の向きは、南東向きとしてください。
- (3) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	2.00	許可面積(m ²)	4.0
	奥行き	2.00		
専用サイズ(m)	幅	2.00	専用面積(m ²)	3.5
	奥行き	1.76		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石の内側に工作物を設置してください。
起点を基準に寸法をだしてください。
- (2) 墓石の向きは、東向きとしてください。
- (3) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。

募集番号

㊦

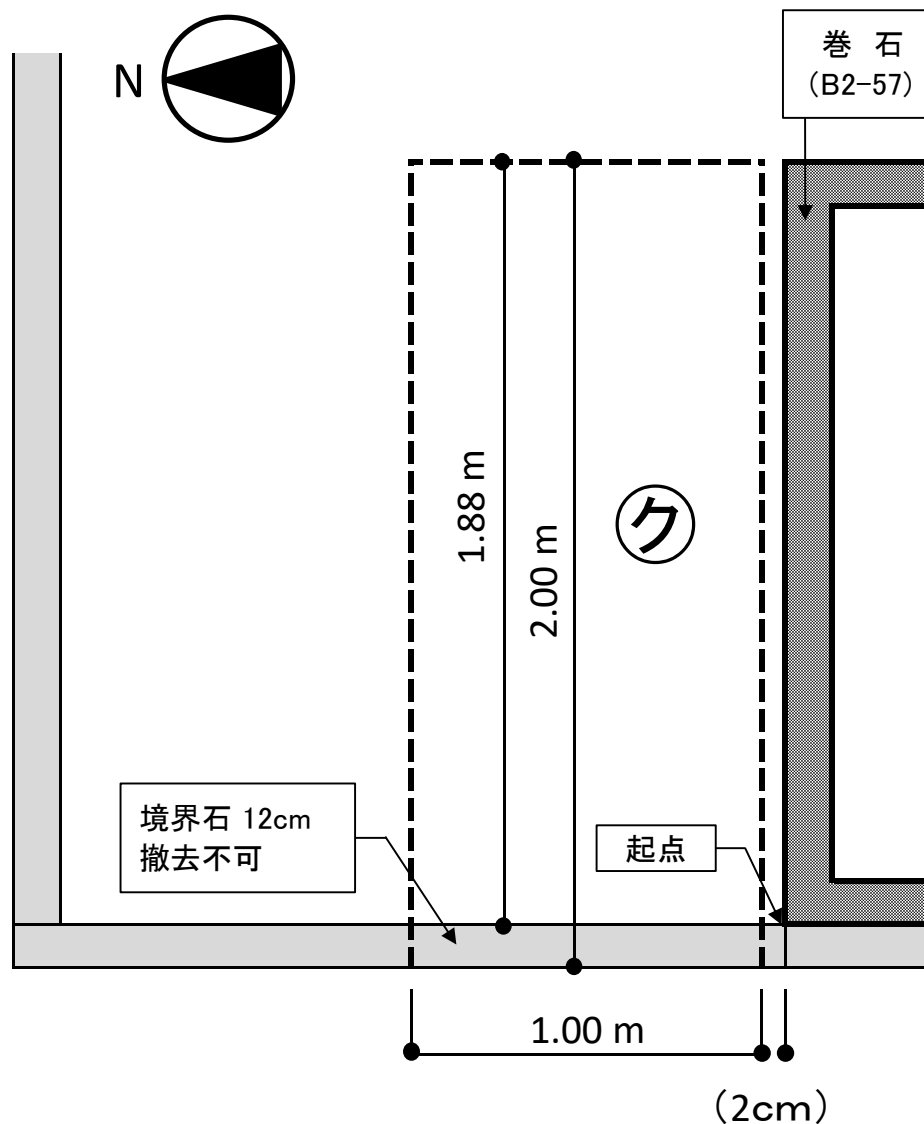
面積

2m²

区画名

B2-59-1

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	1.00	許可面積(m ²)	2.0
	奥行き	2.00		
専用サイズ(m)	幅	1.00	専用面積(m ²)	1.9
	奥行き	1.88		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石の内側に工作物を設置してください。
起点を基準に寸法をだしてください。
- (2) 墓石の向きは、西向きとしてください。
- (3) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。

募集番号



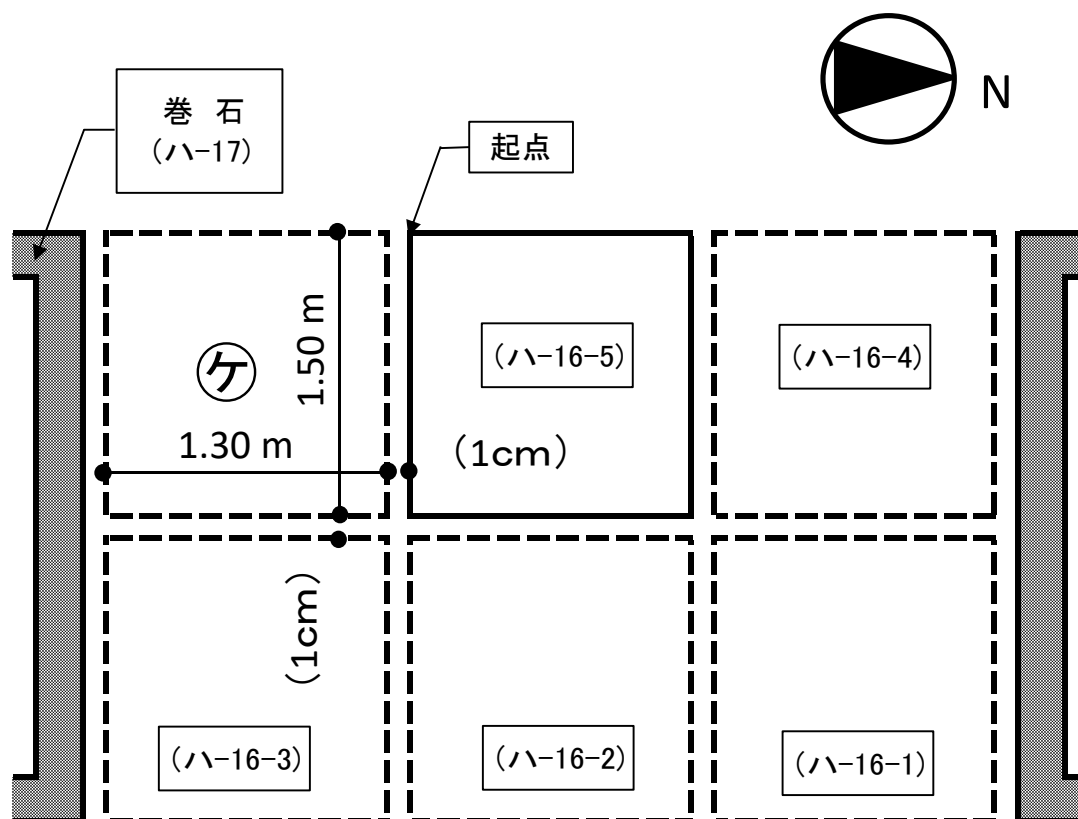
面積

2m²

区画名

ハ-16-6

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	1.30	許可面積(m ²)	2.0
	奥行き	1.50		
専用サイズ(m)	幅	1.30	専用面積(m ²)	2.0
	奥行き	1.50		

工
作
物
設
置
の
条
件

- (1) 起点を基準に寸法をだしてください。
- (2) 墓石の向きは、西向きとしてください。
- (3) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。